

確 約 書 (特例対象者)

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出を行った日から1年以内に、「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)の別紙11による(6)の実務研修期間証明書の写し及び(7)の研修修了証の写しを提出すること、並びに、(6)の実務研修期間証明書の写し及び(7)の研修修了証の写しを提出しなかった場合には、受領委任の取扱いを中止することに異議ないことを確約します。

平成 年 月 日

近畿厚生局長 殿

知事 殿

柔道整復師氏名 印

住 所 〒 —

(受領委任を取扱う)

施 術 所 名

施 術 所 住 所 〒 —

TEL. — —